解散公告

当社は、平成二十三年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

熊本県玉名市中一八三五番地七

株式会社カイインテリア

代表清算人　甲斐　信朗

解散公告

当社は、平成二十三年八月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

鹿児島市桜ヶ丘二丁目二四番地一八

有限会社上園開発

代表清算人　上園　勝行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年九月十五日開催の社員総会の決議により平成二十三年九月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

東京都港区赤坂一丁目一番一四号

社団法人新金融安定化基金

代表清算人　永易　克典

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年九月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号新宿オミビル七階株式会社アイ・エフ・ティ内

特定非営利活動法人ソフトウェア資産管理コンソーシアム　清算人　加藤　憲昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年七月七日開催の第十一回通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクセンターM二〇九号

特定非営利活動法人神奈川県環境技術研究会

清算人　加藤　功

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日存立期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

滋賀県東近江市五個荘新堂町二四〇番地二

財団法人新堂社

代表清算人　丸橋　壽雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

札幌市北区北七条西四丁目三番地一

医療法人社団渡辺内科クリニック

清算人　渡辺　卓二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

東京都港区六本木五丁目五番一号

特定非営利活動法人日本ペタンク・ブール連合

清算人　酒井　雅孝

解散公告（第二回）

当組合は、埼玉県知事により平成二十三年八月三十一日付指令市整第二六五号で組合解散の認可を受けたので、都市再開発法第四十七条の二に基づき、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

埼玉県蕨市中央一丁目五番一号

蕨駅西口地区7番街区市街地再開発組合

清算人代表　貫井　紀男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年七月二十八日開催の臨時総代会の決議により解散し、平成二十三年八月二十六日付けにて千葉県知事の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

千葉県流山市中野久木四三九番地

今上落土地改良区

代表清算人　吉田　松衛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

神奈川県藤沢市南藤沢八番一日の出ビルA二〇三号

特定非営利活動法人ふじさわエヌピーオー連絡会

清算人　黒川　栄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

石川県加賀市山中温泉湯の出町タ三三番地

特定非営利活動法人漆の森

清算人　平井　義一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

愛知県名古屋市熱田区花町二番五号

医療法人清泉会

清算人　今泉　絢子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

滋賀県大津市竜が丘六番一二号

特定非営利活動法人おおつ市民協働ネット

代表清算人　森川　稔

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

京都市左京区田中門前町六四番地

財団法人百萬遍厚生会

代表清算人　長谷雄　良祐

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十八日

兵庫県明石市本町一丁目七番二号

財団法人かじやまち会館

代表清算人　田中　良夫